

第 38 回人口・社会統計部会議事録

- 1 日 時 平成 24 年 12 月 14 日（金） 9:59～12:02
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
（部 会 長） 津谷 典子
（委 員） 廣松 毅、白波瀬 佐和子
（専 門 委 員） 大江 守之、濱 博文、望月 久美子
（審議協力者） 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
（調査実施者） 総務省統計局統計調査部：岩佐国勢統計課長ほか
（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：空閑調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか
- 4 議 題 住宅・土地統計調査の変更について

○津谷部会長 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 38 回「人口・社会統計部会」を開催いたします。

今回、審議をお願いいたします委員のうち、前回部会において御欠席されました白波瀬委員がお見えになっていらっしゃいます。一言、自己紹介をお願いしたいと思います。

○白波瀬委員 東京大学の白波瀬です。よろしくをお願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、まず本日の配布資料について、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、本日の配布資料について御説明いたします。

お手元の議事次第の「4 配布資料」で記載しておりますけれども、資料 1 といたしまして「第 36 回人口・社会統計部会結果概要」、資料 2 「仮設住宅に対する調査の実施について」という 2 種類の資料をお配りしております。

資料 1 につきましては、既にメールでお送りいたしまして、内容は御確認をいただいているところでございまして、説明は割愛させていただきます。

また、仮設住宅に対する調査を含め、東日本大震災の被災地における対応について総務省統計局で整理した資料を資料 2 としてお配りしております。今回は個別論点の審議をお願いすることになりますが、資料といたしましては以前の部会で配付いたしました資料 3-1 の審査メモ、資料 3-2 の審査メモで示された論点に対する回答、それから、調査票の新旧対照表として資料 1-9 を用いる予定でございます。これらの資料につきましては、お手元にない場合は、お知らせいただければと存じます。

資料は以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきたいと思います。先ほど金子調査官からも御説明がございましたように、本日の部会では個別の調査事項について審議を行いたいと思います。これにつきましては本日で全ての内容について、一通りの審議を終えたいと考えております。つきましては皆様方の効率的な審議への御協力に心からお願いを申し上げます。

それでは、まず個別の調査事項、調査票甲と調査票乙における共通調査事項について審議をしてまいりたいと思います。これは審査メモの 1 ページでございます。「I あなたの世帯について」

「Ⅱ 世帯の家計を主に支える人について」、これは審査メモの1～9ページでございますが、これにつきまして総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、御説明させていただきます。

「Ⅰ あなたの世帯について」と「Ⅱ 世帯の家計を主に支える人について」につきましては、非正規雇用の実態あるいは東日本大震災の影響の把握、的確な記入の確保といった観点から7点の変更が計画されております。

1点目でございますが「Ⅰ あなたの世帯について」のうち「2 世帯全員の1年間の収入(税込み)」の選択肢の区分につきまして、従前「500～600万円未満」と「600～700万円未満」という区分を「500～700万円未満」という区分に統合する。さらに「700～800万円未満」「800～900万円未満」及び「900～1000万円未満」という区分を「700～1000万円未満」という区分に統合するものであります。これは新旧対照表の1ページでございます。

これにつきましては前回の平成20年調査において、公営住宅等に係る施策の基礎資料とするということで、選択肢区分を9区分から13区分に細分化したことがあるわけなのですが、そのときに不詳が3.8%から6.8%と大幅に増加したこともあり、今回選択肢区分を統合するものであります。

選択肢の統合につきましては、強い忌避感が想定される低所得区分の統合が効果的であろうと思うのですが、地域自主性一括法という法律が平成23年に成立しまして、これによりまして従来全国一律でありました公益住宅の収入に係る入居基準が、平成24年度からは条例に基づいて地方公共団体の判断で設定することが可能となりました。このため地方公共団体において収入基準を設定する際、世帯の収入額の階層別分布状況、特に低所得者層の状況を把握することが重要であるということで、そういった要望が国土交通省からありまして、これを踏まえまして相対的に結果利用上の必要性が低いと考えられる中間年収層の区分を統合する。これによりまして忌避感の緩和を図り、不詳を減らすことを目的としたものでございます。これにつきまして私どもとしては適切な措置と判断しているところであります。

続きまして審査メモの2ページ目に行っていたいただければと思いますが、2点目は「Ⅱ 世帯の家計を主に支える人について」という事項の「3 勤めか自営かなどの別」。ここの選択肢区分について従来「常雇」といったものを「正規の職員・従業員」という形に、また、従前の「臨時雇」を「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」という区分に変更するものであります。これは新旧対照表の2ページであります。

これにつきましては平成23年の労働力調査の結果では、非正規の職員・従業員は1,733万人ということで、前年に比べて48万人増加しているといったことにも鑑みまして、非正規雇用者の区分である「臨時雇」を細分化するものであります。この細分化によりまして、居住世帯の経済的責任者の雇用形態というものがより詳細に把握可能になるということであります。

また「臨時雇」の細分化に伴いまして、正規職員の選択肢である「常雇」についてもよりわかりやすくするというので「正規職員・従業員」に変更するというのであります。こうした変更につきましても私どもといたしましては、非正規雇用者に関するより詳細なデータを把握するためのものということで、適当と考えているところであります。

審査メモ3ページに行っていたいただきまして、3点目は「4 通勤時間(片道)」の選択肢の区分についてであります。これも統合ということで従前「1時間～1時間15分未満」と「1時間15分～1時間30分未満」という2つの区分を「1時間～1時間30分未満」という1つの区分に統合する。また「1時間30分～1時間45分未満」及び「1時間45分～2時間未満」という2つの区分も「1時間30分～2時間未満」という区分にそれぞれ統合するというのであります。これは新旧対照表では3ページの部分であります。

これにつきましては前回の調査結果の選択肢区分別の分布状況を勘案いたしまして、より一層の記入者負担の軽減を図るということで、相対的に結果利用上の必要性が低いと考えられる区分を統合するものでありまして、これについても私どもとしては概ね適当と考えているところでありますが、ただしということで下の論点に書いてございますとおり、前回調査の分布状況により、統合した場合の比率を見ますと2時間以上の出現率は0.8%と、少しほかの区分に比べて低い形のまま残るということでございまして、さらに2時間の区分というものを、より1段階低い1時間30分～1時間45分未満というものと統合して、1時間30分以上という区分にすることも検討する必要があるのではないかと考えているところであります。

審査メモの4ページに行ってくださいまして、4点目はまず設問の見出しについて「5 別世帯となっている子の住んでいる場所」であったものを、今回「5 子の住んでいる場所」ということで見出しを変更するとともに、選択肢の区分について、従前「別世帯の子はいない（子がいない場合も含めます）」といったものを単に「子はいない」という形に、さらに「別世帯の子がいる」というものを「子がいる」という形にそれぞれを変更する。さらに従前の「一緒に住んでいる」と「同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる」の2つの区分について「一緒に住んでいる（同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる場合も含めます）」という1つの区分に統合するものであります。これは対照表の4ページの区分であります。

まず別世帯となっている子につきましては、いわゆる住居が別な場合というもののほか、住居が一緒でも生計をともしない子の場合も含まれまして、この定義が世帯にとって少し難しいのではないかと考えられまして、前回の20年調査の結果でも不詳率が21%と最も高い項目になったことがございます。

このため、まず設問の見出しを別世帯となっている子から、より世帯が理解しやすいよう単純に「子」と変更する。また、こうした変更に伴いまして選択肢の区分のうち、「一緒に住んでいる」というものと「同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる」という2つの区分についても「一緒に住んでいる（同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる場合も含めます）」という形に統合したいということでありまして。

ただ、私どもといたしましては、本調査事項の目的が、高齢単身世帯等と支援世帯がお互いに交流・援助しながら生活する環境の整備実態を把握するということでございまして、この変更案の場合、例えば一緒に住んでいる小学生の子供がいる場合は「一緒に住んでいる」という選択肢を選ぶことになるわけですが、その小学生の子供が支援者になるとは通常考えられないわけでありまして、こうしたことで報告に当たりまして、現状は特にそういった「子」について年齢等の制限はないわけですが、一定の年齢階層に絞って把握するとか、そういった工夫を検討する必要があるのではないかと考えているところであります。

一番離れている場合の選択肢ということで「片道1時間以上の場所に住んでいる」というものがあるわけですが、前回の20年調査の結果では「片道1時間以上の場所に住んでいる」というものが全体の4割を超えているということで、この上限の設定を「片道1時間以上」としている理由は何かということについても、確認する必要があると考えております。

5点目でございますが、審査メモ5ページの下段の部分でございますけれども、新規調査事項として東日本大震災による転居の有無と、さらにその転居の理由を追加するということであります。これは新旧対照表の5ページの部分でございます。

これにつきましては、本調査が世帯を対象とした標本調査の中では最も大規模な調査であるといった本調査のスケールメリットを生かしまして、こういった東日本大震災関係の事項を追加して、直接的のみならず、間接的にも東日本大震災の影響により転居した世帯の実態を把握するというこ

とであります。いわゆる震災時点とこの調査時点の住居の広さとか、そういったものの比較を捉えまして、今後大規模災害が発生した場合の各種対策の基礎資料にしたいというものであります。

ただ、これについても私どもとしましては、少し検討が必要ではないかと考えている部分がございます。それが審査メモ6ページの論点に幾つか記載しているところでもありますけれども、まず転居の有無という部分については「東日本大震災により転居した」という選択肢の中には「住宅に被害を受けた」という直接的被害による転居のみならず、例えば「避難地域に指定された」「仕事の関係」「就学の関係」「生活への全般的な不安」といった間接的な影響による転居も含めることにしております。しかしながら、こうしたものも「東日本大震災より転居した」に含めることが適当なのかどうか。さらに、間接的な理由により転居についても単純な東日本大震災により転居したという形で、本当に紛れが生じることがないのかどうか。少し何らかの丁寧な説明等の工夫が必要なのではないかと考えているところであります。

転居理由について「住宅に住めなくなった」という部分については、東日本大震災によって住宅に直接の被害を受けた。要するにそういう物理的な被害によって住宅に住めなくなった場合のほか、福島県における東京電力の原発事故の発生に伴って警戒区域等の指定を受け、自由に住宅への出入りができなくなったという場合も該当するというので、これについても選択肢で単に「住宅に住めなくなった」と記載しているところでもありますけれども、もし必要があれば物理的な被害によるものと原発関係のものといった形で選択肢を分けるとか、そういった必要がないのかどうか。

さらに、仮に現在の選択肢を変更案のままとした場合、例えば就学の関係などで転居をしたと選択した場合、誤解と言えれば誤解なのではけれども、例えば就学の関係で今の住居に住めなくなったということで、これも「住宅に住めなくなった」に該当するのではないかとか、こういった誤解というか紛れが生じるおそれはないのか。こういった点についても検討する必要があるのではないかと考えているところであります。

審査メモ7ページ、6点目でございますけれども、まず設問の見出しについて従前「この住居への入居時期」という形であったわけですが、これを「現住居への入居時期」に変更するとともに、選択肢の区分を調査時点の変更に合せて、枠書きの中に記載されていますけれども、要するに時点をより新しく変更するというのであります。これは新旧対照表の6ページの部分であります。

まず設問の見出しの変更については、前回の調査においては「現住居」と「この住居」という表現について、特に明確な使い分けを決めることなく混在した形になっていたということで、今回「現住居」に統一をするということでもあります。

また、選択肢区分の変更については調査時点が変わったということで、これに対応して変更するというのであります。いずれも適当と考えているところであります。

審査メモ8ページ、7点目「前住居」でありますけれども、まず最初に「(ア)どこに住んでいましたか」というものについて、東日本大震災により転居した場合に限っては前住居ではなく、東日本大震災時点の住居を記入する形にするということ。また、これは用語の問題ですが、従前の「市郡支庁」を「市郡等」に変更することが1つございます。

「(イ)どんな住居に住んでいましたか」という部分におきましては、選択肢区分について、従前「一戸建・長屋建」といったものを「一戸建・長屋建(テラスハウスを含む)」に変更する。また、従前「都市再生機構(旧公団)・公社などの賃貸住宅」という選択肢の中の旧公団という部分について、URに変更するというのであります。

「(ウ)その居住室全体の広さは何畳でしたか」という部分については、回答の単位について、従前は〇〇畳といった形だけだったのですが、今回〇〇平方メートルといった回答も可能にするということでもあります。これは新旧対照表7ページの部分であります。

まず、このうち（ア）については前住居に関し、東日本大震災により転居した人について、震災前の住居を記入するという部分でありますけれども、これは震災前の住居の状況と震災後の状況の変化を明らかにする。また、「市郡支庁」から「市郡」に変更するという部分は、平成 22 年 4 月に従前北海道にあった支庁というものが総合振興局・振興局に変更され、支庁という形でなくなったということで、用語を変更するということでもあります。

（イ）でありますけれども、選択肢区分の中にテラスハウスを含むということ調査票上で明確にするということ。これについては平成 22 年の国勢調査でも同様の記載にしているということで、今回こちらの調査でもそれに合せた変更をするということでもあります。

都市再生機構の旧公団という部分については、平成 16 年に旧来の都市基盤整備公団というものが現在の独立行政法人都市再生機構（UR）に変更されまして、約 10 年近くが経過しているということで、そういった名称も浸透してきているであろうということで、旧公団よりも UR のほうが理解しやすいのではないかということで、こうするということでもあります。

（ウ）の選択肢区分の回答単位を平方メートルでの回答も可能な形にすることについては、近年、洋室型の住宅に居住する世帯がかなり多いということで、これらの方々の回答の利便性も勘案しまして、回答単位を増やすということでありまして、この部分についてはいずれも私どもとしては適当と判断しているところであります。

この関係の説明は以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○平澤課長補佐 おはようございます。総務省統計局国勢統計課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいま審査メモで論点が示された事項につきまして、お手元の資料 3-2 によりまして補足で説明させていただきたいと思っておりますので、御用意いただければと思っております。

このペーパーでございますが、四角囲みになっている部分が今回示された論点ということで、それについての当局の考えを下の回答という欄に記載してございますので、主にその回答の部分について御説明させていただければと思っております。

1 点目は通勤時間でございますが、1 時間 30 分以上の区分を統合してはどうかといったお話がございました。この通勤時間でございますが、平成 15 年の調査までは調査票にフリー記入という形でございます。前回平成 20 年の調査におきまして記入者負担の軽減という観点から、選択肢区分としたところでございます。

今回、通勤時間が 1 時間以上の場合に、15 分単位による把握という部分につきましては、記入者の判断が非常に迷う。長い時間の通勤時間になりますと、例えば、乗る電車により 10 分、15 分違うといったことも多々出てくることも想定されるということでございますので、今回さらなる記入者負担の軽減を図るといった観点から、結果利用上の必要性を検討した上で、1 時間以上の区分につきましては 30 分単位で把握することとしたところであります。

その観点から考えますと、1 時間 30 分以上のところを「1 時間 30 分～2 時間未満」と「2 時間以上」の区分といった形にしても、15 分単位ではないということでございますので、さほど記入者負担の軽減にはつながらないのではないかと思います。また、今回は 3 区分を 1 区分に集約という大規模な変更ではなくて、2 区分を 1 区分に統合といったことで考えておきまして、その結果の状況を踏まえて、例えば次回調査においてその区分をさらに統合するといったことであれば、その部分についてはまた次回検討していけると考えてございます。

2つ目でございます。「子の住んでいる場所」でございますが、特定の年齢階層に絞って把握するといった提案がございましたけれども、この点につきましては2ページ目の回答（1）でございます。前回のように別世帯の子という形で、記入すべき調査対象を明確に絞った上で調査をすることが本来望ましいと我々も思っているところでございますけれども、前回このように対象者を限定して調査を行ったところ、この事項について特に記入漏れが多く発生しまして、どうも別世帯という概念がなかなか難しく、うまく世帯に伝わっていなかったのではないかと考えられ、世帯にとって非常にわかりづらい調査事項だったという経緯がございます。

今回も例えば、特定の年齢の子供がいる場合のみ記入をするといった誘導を行うことにつきましては、やはり前回と同様に世帯の混乱を招くおそれがありまして、極力平易な設問となるように改善したところでございます。なお、今年7月に試験調査を実施いたしまして、前回の結果と不詳の数を比較してみたところ、23.1%から11.7%に半減したといったことで、世帯にとってもより理解しやすい内容に改善されたのではないかと考えてございます。

この事項につきましては、もう一点「片道1時間以上の場所に住んでいる」といったところを、さらに時間の上限を引き上げて新たな選択肢区分を作ってはどうかという御指摘がございましたが、この点につきましては2ページの回答（2）でございます。子の近居を捉える趣旨としましては、親の支援、介助等を容易に行える距離、これは日々行えるといったところの観点もあるかと思いません。その距離に子が住んでいるかどうかといった部分が重要であると考えております。

この親の支援・介助等を容易に行える距離を時間でいうと、片道1時間であると考え、1時間であれば、ぎりぎり何とか日々支援等を行うこともできるのではないかとといったことで、これを1時間と定義しまして、これまでも調査を行ってきております。以上のことから「1時間以上」の区分をさらに細分化するといった部分については、必要性の面で低いのではないかと考え、上限を1時間未満にしているところでございます。

質問6「東日本大震災による転居」でございます。こちらにつきましては転居の有無について、間接的な理由についても「東日本大震災により転居した」とすることの合理性が問われたかと思えます。また、転居するとした場合でも、世帯にとって非常に分りづらいといったところもあるので、どういう場合が東日本大震災による転居なのかといった解説を、調査票の所定の場所に可能な限り記載することについての検討といったことが挙げられたかと思えます。

さらに、（2）転居の理由についても「住宅に住めなくなった」という選択肢を、住宅に直接被害を受けたというところと、原子力発電所の被害という2つに分ける選択肢を設定してはどうかという点で、これについても転居の理由についての説明書きも、調査票の所定の場所に可能な限り記載してはどうかという指摘があったかと思えますが、これらの点についての回答を資料3-2の3ページに基づいて説明させていただきます。

東日本大震災後、この調査は初の大規模な世帯調査ということでございまして、東日本大震災による転居の状況を的確に把握する。そして各種施策の基礎資料に資する資料を提供するという使命があると考えてございます。

今回、特に被災によって被害が甚大だったといったことで、直接的な理由として住宅に住めなくなったということは当然あるかと思えますが、それだけではなくて、それ以外の理由による移動も多いと聞いております。

例えば、審査メモの中でお話が出ましたが、会社が被災したといった理由、それから、原発の関係では放射能を懸念されての移動といったことで、被災地からの移動のみならず、東京、関東近辺からさらに西へ移動したといった移動もあったかと聞いております。また、逆に今回、復興支援と

いった形で、もともと被災地出身の方で東京、大阪等に出ていた方が、被災地に戻って復興支援を行うといった状況もあるのではないかと考えております。

直接的な被害のみならず、こういった移動も今回非常に多いといったことから、間接的な理由による転居も含めて把握する必要があると考えてございます。

しかしながら、御指摘があったとおり、この部分は報告者の判断によるところが大きいことが想定される調査事項でありますので、紛れが生じないように丁寧な解説を施すこととしたいと思っておりますが、調査票については紙面上の制約があるということで、丁寧な解説となりますとなかなか調査票の中に全てを書き入れることはできないということでありまして、逆に中途半端に記載して誤解を招くといったことでもよくないと思っておりますので、調査票と一緒に世帯に配布します「調査票の記入のしかた」において解説等を充実させることで対応したいと考えております。

転居の理由についてでございますが「住宅に住めなくなった」を「住宅に被害を受けた」「警戒区域等に指定された」の2区分の設定した場合、この事項はマルチマークという形になるかと思えます。そうしますと主たる理由というのが不明確という形にもなりまして、結果の利用上、支障が生じるおそれがあるといったところ、あとは現在の区分でも被災前の市区町村名を前住居のところに記入いただくといったことから、その市区町村をもとに一定の転居理由の推定ができるのではないかといたこともありまして、現在案のとおりとしたいと思っております。ただ、この点につきましても同様に、「調査票の記入のしかた」等において解説を充実させるということで考えてございます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、個別調査事項の審議に移りたいと思っております。調査票甲、乙に共通する調査事項でございます。その一番最初、これは新旧対照表の1ページ「2 世帯全員の1年間の収入（税込み）」でございます。ここでは選択肢の区分を統合するというものです。20年の調査ではかなり細かく分かれておりましたが、今回の調査では、従前の選択肢を「500～700万円未満」と「700～1000万円未満」の区分にそれぞれ統合をするということです。これにつきまして御意見や御質問のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。

○廣松委員 質問というか確認ですが、私もこの区分で良いと思うのですけれども、ほかの調査の区分と、この調査の区分の関係というか、例えば国勢調査などと合っていれば便利だと思うのですが、いかがでしょうか。

○津谷部会長 総務省統計局、いかがでございますか。

○平澤課長補佐 まず国勢調査につきましては、年間収入については把握しておりません。世帯調査で考えますと、例えば就業構造基本調査などがございますが、調査の趣旨等とも関係する部分でもございますので、必ずしも統一を図っているところではございません。

○津谷部会長 国民生活基礎調査は自計で実際の値を書いていたということで、それは大変です。こういうふうを選択肢を与えて選んでいただくというほうが回答者負担は非常に大きく軽減されるかと思いますが、細かいもの、特に所得の高いほうでまとめていくということかと思えます。国勢調査では聞いていない事項でございます。廣松委員、よろしいでしょうか。御意見ございませんでしょうか。

それでは、この件については御了承いただいたものといたします。

次に、新旧対照表の2ページ「3 勤めか自営かなどの別」についてでございます。ここでは2つの変更がございます。1つ目が「常雇」という名称を「正規の職員・従業員」に変更する。2つ目が「臨時雇」の区分を「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」の区

分に分けるということでございます。これにつきまして御意見、御質問のある方、御発言をお願いいたします。

○白波瀬委員 正規の職員のところにのみ会社と官公庁の別が質問されていますが、従業上の地位にかかわらず従業先規模を質問する方が包括的で望ましいように思いますが、いかがでしょうか。例えば、官公庁においてもパート・アルバイトの方がいらっしゃいます。もともと、そこまで細かくここで見る必要はないかもしれませんが、若干アンバランスな感じを受けました。

○津谷部会長 御指摘ということでございましょうか。

○白波瀬委員 はい。

○津谷部会長 この住宅・土地統計調査は就業構造基本調査とは違いますし、労働力調査とも違いますが、正規の職員・従業員だけが会社と官公庁に分けられているが、これはレベルが違う話なのではないか。言いかえれば、正規の職員・従業員だけを2つに分けたという理由は何かということかと思えます。いかがでしょうか。

○平澤課長補佐 実はこの区分でございまして、平成22年の国勢調査の際に見直しを行ってございまして、そのときの区分と同じ趣旨で変更しているところでございまして、同じ大規模世帯調査というところもございまして、国勢調査の区分と合せるといった趣旨でこのような選択肢区分としているところでございまして。

○津谷部会長 平成22年の国勢調査と同じカテゴリを使っているということでございまして。そういう意味では同じ大規模調査である国勢調査と、国勢調査は全数調査ですけれども、比較ができるという趣旨であるということでございました。

そのほか御意見、御質問でございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この件についても御了承をいただいたものとさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、次に、これは問題提起もなされております審査メモ3ページ、新旧対照表の3ページの「4 通勤時間(片道)」についてでございます。

ここでは選択肢の区分を、従前は1時間以上の部分を15分刻みで聞いていたものを「1時間～1時間30分未満」「1時間30分～2時間未満」の区分にそれぞれ30分単位で統合をしたいということでございまして。先ほど申しましたように、これについては問題提起もなされております。これを踏まえまして御意見、御質問のある方はどうぞお願いをいたします。

○大江専門委員 平成20年の結果との比較が出ておりますが、それ以前の自計式の場合の集計結果として、2時間以上の分布がどれぐらいだったのか教えていただけますでしょうか。

○津谷部会長 統計局、いかがでございまして。平成20年との比較は出ているけれども、それ以前の時系列の傾向はどうなっているのかということですね。

○大江専門委員 つまり地価高騰期の長時間通勤が問題になったということも背景の1つだと思っておりますけれども、それが解消されてきているのかどうかということの時系列的に見ようと思えば、残しておいてチェックするという考え方もあろうかと思うので。

○津谷部会長 つまり15分単位で残しておくということですか。

○大江専門委員 そうではなくて、2時間以上の問題です。

○津谷部会長 わかりました。1時間30分以上にするのではなくて、2時間以上もやはり切り分けておいたほうが良いということですね。

○大江専門委員 意味があるかどうかということですね。

○津谷部会長 では、15分単位を30分に統合するという点についてはいかがですか。

○大江専門委員 それは全然構わないです。

○津谷部会長 わかりました。一番上のオープンエンドの部分ですけれども、これについてお教えいただけますでしょうか。

○平澤課長補佐 すみません、平成 15 年の結果については、今、手元に数字がないもので、調べましてこの部会審議の時間の中でわかれば別途お答えさせていただきたいと思えます。ただ、都心回帰といったことが言われておりますので、私の記憶ですと 20 年の結果よりは 2 時間未満の割合は高かったのではないかと感じておりますけれども、正確な数字については別途またお知らせできればと思えます。

すみません、今わかりまして 15 年が 1.4%です。20 年が 0.8%です。

○津谷部会長 それ以前はわからないということでしょうか。

○平澤課長補佐 そうですね。

○津谷部会長 大江専門委員、いかがでしょうか。

○大江専門委員 長時間通勤が大分少なくなったということが 15 年から 20 年の間にわかって、20 年から 25 年でさらにどうかということを一応チェックしておいても良いのかなという感じはします。今回は 2 時間以上を加えておいて、その結果を見ながら次のときにこのカテゴリを残すかどうかを考えた方が良いのではないかとと思えます。

○津谷部会長 そのほかに御意見ございませんでしょうか。

○白波瀬委員 私も大江専門委員と同様に、残しておいていただいたほうがよろしいような気がします。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。では、2 時間以上という部分を切り分けて残しておく。つまり原案どおりということで、15 分刻みは 30 分刻みとし、1 時間以上の部分で統合して、2 時間以上を残すということで御了承をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

次に審査メモ 4 ページ、新旧対照表 4 ページ「5 子の住んでいる場所」についてでございます。ここでは 2 点、変更が提案されております。

1 点目は設問の表題について、以前は「別世帯となっている子の住んでいる場所」となっておりましたものを「子の住んでいる場所」に変更する。つまり「別世帯となっている」という部分を削除するというところでございます。

2 点目は選択肢区分で、従前の選択肢について、「子はいない」あるいは「子がいる」というふうに簡単にするというところでございます。そして、従前の選択肢で 2 つに分かれておりましたものを、「一緒に住んでいる(同じ建物又は敷地内に住んでいる場合も含めます)」と括弧書きにして統合するということです。これについては先ほど金子調査官からも問題提起がなされております。その点も踏まえまして御意見や御質問のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。

○望月専門委員 質問の仕方をシンプルにした点では良いと思うのです。ただ、この設問の趣旨である親子近居というか、支援世帯がどこにいるのか調べるときに、実際に分析なさるときにはどういうふうにするのかなど。例えば世帯主年齢 50 歳以上の世帯主の子の居住が近いか遠いかを見れば、おおまかそれは理解できると考えられていらっしゃるのかどうかを確認したかったのです。

○津谷部会長 この設問の意図というのが、親子間の交流や支援に対して近くにいることがどのように関わっているのか、どのような情報を使ってクロス集計などをして、どのような分析の計画をもって、この設問をなさっているのかを聞きたいということでしょうか。

○望月専門委員 そうです。

○津谷部会長 もしすぐお答えが出るようでしたら、総務省統計局お願いします。

○平澤課長補佐 直接分析という観点では、各種分析を行うというよりは、結果を提供するという立場でございますが、ただ、結果表上においては例えば世帯を主に支える者の年齢階級別の結果を提供しておりますので、高齢者の部分において子の住んでいる場所がどれぐらい近居なのかというところは把握できると思います。

今、高齢単独世帯とか高齢夫婦世帯という、高齢者のみの世帯が非常に増えてきているといったところで、そういった方たちの支援・介助で老人デイサービスセンターのような施設も多くできてきている状況が見られるかと思っておりますので、実際に子供が近くにいるのかいないのかといったことで身内での支援ができるのかできないかを把握して、外部からの支援介護策の必要性の検討などに使われるのではないかと考えております。

○津谷部会長 ということは、先ほどの問題提起がなされた中の論点1にあります子供について、特定の年齢層に絞って把握をする必要があるのか。恐らくそうしないほうがよいのではないか。いろいろと条件をつけるということは回答者に混乱を引き起こすことにもなるので、条件はできるだけつけなくて、そして望月専門委員からも御質問がありましたように、クロス集計で対応することができるのではないかと御指摘であったと思います。実は第1回の部会で集計事項一覧表というものが出ておまして、この集計から世帯主の年齢によって高齢者世帯は当然わかるわけですので、ここは絞らなくてもわかるのではないかと御指摘でございますか。

そのほか、これにつきまして、もし御意見ございましたら。

○廣松委員 単純な質問です。ここで「子」という表現をすると、論点メモの中にもありましたけれども、例えば小学生の子供は1ページ目の世帯のフェース項目で世帯主の欄があって、各世帯員に関して書くわけですが、この「子がいる」のうちの一緒に住んでいるところにも出てくるという形になるわけですね。

○平澤課長補佐 そうですね。

○廣松委員 そうすると、これまでの「別世帯の子がいる」の子供の数と、ここで言う「子はいる」「一緒に住んでいる」の子供の数とは継続しなくなるわけですね。

○平澤課長補佐 そうですね。時系列で見ると別世帯の子ベースで把握するというのではなくて、今回の選択肢区分の「子がいる」ベースで把握するというのであれば、前回までの結果を世帯のフェース事項をもとに、子がいるのであれば「子がいる」、いない場合は別世帯の子で把握するという形で扱うことで時系列の比較はできるのではないかと思います。

○津谷部会長 以前の調査のフェース事項から、埋めていくことができるということです。

○廣松委員 もう一つ、1枚目に調査員記入欄に主世帯か同居世帯か記入するところがありますね。そうすると、主世帯か同居世帯かという情報と、こことの関係はどういうことになるのですか。

○平澤課長補佐 主世帯か同居世帯かの区分けにつきましては、生計を共にしているか別にしていくかというところでございますが、親子関係でありましても、例えば生計を全く別にしていけば、子供の世帯と親の世帯に調査票をそれぞれ配布するというところでは、親につきましては子がいるかというところについては、フェース事項には子供が登場しませんので、子の住んでいる場所について一緒に住んでいるといった区分で記入していただくこととなります。世帯としては別世帯としてそれぞれに調査票を配布した上で調査するというところでございます。

○廣松委員 わかりました。

○津谷部会長 廣松委員の御質問は乙の調査票のフェースページ、世帯の下にある調査員が記入する欄のことでございますね。

○廣松委員 はい。甲にもあります。

○津谷部会長 今回の答えでよろしいでしょうか。

○廣松委員 はい、わかりました。

○津谷部会長 では、大江専門委員お願いします。

○大江専門委員 関連しているのですけれども、これは調査票の配布がかなり重要になってきます。私は以前の国勢調査のときに2世帯住宅に住んでおりまして、完全分離型2世帯住宅なので、全く別の住戸なのですけれども、調査票を配布に来た調査員の方が調査票を1枚うちに置いていったのです。1枚ではありません、完全分離2世帯なのですというふうにして2枚もらったのですけれども、調査員の方がどういうふうに調査票を置いていくか、あるいは会えない場合に郵便受けに入れていくかによって、この調査の質問事項の部分については答え方がかなり変わってくる可能性があります。

2000年国勢調査のときに、国勢調査に子供の居住地の質問を入れるかどうか大分統計局に御検討いただいた経緯もあつたりして、今後もさらに大事になる質問項目でありますので、その調査票の配布の仕方についてきちんと確認して配るということを行っていただいて、主世帯か同居世帯かというあたりを、つまり同居世帯についてきちんと調査票を配るということをしないと、完全分離型でないタイプの2世帯居住がきちんと把握できないとか、そういうことがありますので、その点しっかり行っていただきたいと思えます。

○津谷部会長 外見識別が比較的可能な、たとえば同じ敷地の中に2つ別に離れのような建物が建っているのならばまだしも、同じ住居の中に例えば違うフロアにお住まいになっていたりすることがわからなかったりする場合に、家計は別になって、生活も別になっているといったことは、なかなかプライバシーの問題もあって調査することが難しいかなと思うのですが、調査票を配布する際の調査員の方々へのトレーニングや、方針の周知徹底をお願いしたい。これは大変大事な項目であるという御指摘でございます。

○廣松委員 私も今の大江専門委員の御意見に大賛成で、この調査自体は住戸がサンプリングの対象なわけです。同じ住戸の中に何世帯が住んでいるかということは、調査員の方が聞きとりなり何かしないとわからないことですので、その点に関して調査員の方に研修等で十分徹底していただくようお願いしたいと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

では審議事項に戻りまして、別世帯となっているという部分を今回は取るという第1点目の変更についてでございますが、これはいかがでございますでしょうか。

○大江専門委員 廣松委員から御質問があつてお答えがあつたので大丈夫かと思いますが、やはり気になりますものはフェースシートのところで書いていない子供について、今回はフェースシートに書いてある子供もここに書かれる可能性が高いということなので、集計の際にそれを分けて集計して下さるといふことと受けとめました。かえって記入するほうも逆の意味で迷うことも出てくる可能性もあつて、別世帯という言葉を取るもののプラス面、マイナス面、両方あるのかなという感じがいたしまして、行ってみてということだと思います。

○津谷部会長 この別世帯という但し書きがかえって混乱を引き起こすかもしれないということかと思えます。この質問は不詳が最も多かった項目ですので、何とかこれは改善をしないと使えないということで、その混乱のもとになっていたであろう「別世帯」という部分を取る。ただし、大江専門委員おっしゃったように、これはフェースとの関係で別の意味で混乱とまではいかないまでも、かえって識別が難しくなってくるのではないかというご指摘でございます。白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 基本的に私はこの原案でよろしいかと思うのですけれども、学生とかで親に仕送りをしてもらつてという場合、親の世帯に子どもを世帯員として含める場合もあります。ここでは一

一緒に暮らしていないけれど、世帯（家計）は一緒ということになります。「別世帯」としても「別に暮らす」としても回答に漏れがあるとすると、別世帯ということではなくて別に暮らしているとしたほうがよろしいのではないのでしょうか。いずれにしてもクロスでダブルチェックをいれる必要はあると思います。

○津谷部会長 世帯というものは、私の理解に間違いがなければ、同じ屋根の下に住み、そして家計を共有する人間の集団ですけれども、一般の回答者はそんなことはご存知ない。例え説明書きに定義してあってもお読みになるかどうか。ただ、この場合は別世帯の定義が問題になっていて、一緒に住んでいない、別に暮らしているとなったときに、これは先ほどの大江専門委員のご指摘のように、どう理解されるのか大変難しいなと思います。そうすると、もし別に暮らしているとなったときに、一緒に住んでいるというカテゴリをどうするかという、また別の問題が発生をするように思うのですけれども。

○大江専門委員 やはり端的にはフェースシートに書いていない子供について答えてくださいということなのです。それがわかりやすく書ければそのほうが良いのですけれども、そこを書くとかえって混乱する。

○津谷部会長 そうですね。何度ももとに戻ってということはやらないで、つまり回答者に「逆走」させないというのが良い調査ですので、この点はどうすれば良いのか。ただ、これが原因で大変不詳が多いということも事実です。

○大江専門委員 もう一つは住民登録上、いろいろ税金の関係で別世帯にしているケースもあったりしているので、住民登録上の世帯の概念と調査上のものが必ずしも一致していない部分があったりして、答える側にとって迷うもう一つの要因だったりするのかなという気はいたします。それは別の話なのですけれども、他世帯というものはここでしっかり「あなたの世帯について」から始まるので、そこで本当はその世帯を理解していただいて、5でそこに入っていないというところに行くが一番良いのです。無理かなという感じはします。

○津谷部会長 予断をしてはいけないうのですけれども、少し難しいのかなと感じます。

○白波瀬委員 世帯を正確に把握することは意外にも難しい、というのが本当のところだと思います。実態との漏れは多少はあると含みながら、できる限り正確な世帯状況の把握に努めるということではないのでしょうか。

○津谷部会長 ただ、この「別世帯となっている」を今回は取ることについてはいかがでしょうか。濱専門委員、いかがでございますか。

○濱専門委員 私はこのとおりでよろしいかと思えます。

少し突飛なことを言い出すようで申しわけないのですが、これはこれで良いと思えます。いわゆる近居とか支援という視点で調べるのであれば、逆に親がどこに住んでいるか聞けば良いのではないですか。想像するに高齢者のお二人ぐらいの世帯がいて、子どもはどこにいるのですかと聞くのと、例えば小学生とか中学生ぐらいの子供がいて、子供はどこに住んでいるのですかと聞くからおかしくなってしまうので、その親との距離を調べたいのであるならば、そういう方法もありなのかなと思うのですけれども、それは1つの参考意見として聞いていただければ結構なのですが、この聞き方は子の住んでいる場所、子がいるかいないか、子がいるのであればどこに住んでいるかということで、わかりやすくてよろしいのではないかと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。ただ、そうなる調査のやり方が全く変わりますので、ただいまの点は御参考までとさせていただきます。

そのほか、この「別世帯に」という文言を削除する件、いかがでございますでしょうか。白波瀬委員は先ほどから伺っておりますと、どちらともなかなか難しいというご意見のようですが。

○白波瀬委員 別世帯というものは調査対象者にとってわかりにくく、不詳になる可能性が高いことは分かっているので、私はこの原案で進めていただいて、フェースの情報とクロスさせながら時系列的な変化も把握していくというのがよろしいと思います。

○津谷部会長 廣松委員、いかがでございますか。

○廣松委員 私も白波瀬委員と同じ意見です。

○津谷部会長 大江専門委員、いかがですか。

○大江専門委員 結構だと思います。これはもともと国勢調査などでも単独世帯が非常に増えている中で、実は非常に孤立的な単独世帯なのかそうでないのかということを見極めるために非常に重要な項目なので、そのことができれば良いと思いますので、集計の際にきちんとしていただくということでよろしいかと思えます。

○津谷部会長 集計を工夫していただくということで、望月専門委員いかがでしょうか。

○望月専門委員 先ほど申し上げたので、これで良いです。ここの主題は別世帯かどうか厳密にすることではなくて、要は親子の関係、支援関係が近居であるのか。親族の手があるのかないのかを調べたいので、そこがわかれば良いと思っていますので、これのほうが良いと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、総務省統計局の原案どおり「別世帯」となっている部分は削除する。そして、従前の「一緒に住んでいる」そして「同じ建物又は同じ敷地内に住んでいる」を一緒にすることについても御異論、御意見ございませんでしょうか。

さらに、これは問題提起の中で指摘されましたけれども、「片道1時間以上」が4割あるので、これをさらに細分化しなくて良いのかということですが、お答えは先ほどもご意見がありましたように、片道1時間以上になってしまったら、それが片道2時間という場合でも、そう簡単には支援や手助けには来られないのだから、ここはこのくくりのままとしたいというお答えであったと思いますが、これについて御意見、御質問ございませんでしょうか。

○大江専門委員 1時間より長いところは過去の質問でもなかったですか。ずっと1時間以上ですか。

○平澤課長補佐 そうです。

○大江専門委員 もう少し長いものがあつたら良いなと私も使っているところはありますが、とりあえずこれで結構だと思います。

○津谷部会長 確かにもうひとつ選択肢を増やすことによってスペースがこれ以上になってしまうと、どこか他の質問を削らないと場所がなくなってしまうかもしれません。場所がないということは余り良い理由ではないのですが、ビジュアル的に設問や回答の選択肢がたくさんあると、それだけで回答者はつらいということがあるようでございます。

よろしいでしょうか。たくさん御意見いただきましてありがとうございます。それでは、これは総務省統計局の原案どおりということで御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは次に「6 東日本大震災による転居」について審議を行いたいと思います。これは審査メモ5ページ、新旧対照表5ページとなっております。これは新しい設問でございます。ここでは特に問題提起といたしまして「東日本大震災により転居しましたか」について、その転居の理由は何だったのかをたずねております。ただその回答の選択肢が大変シンプルになっておりますが、間接的な理由をどう扱うのか。直接的に住宅に住めなくなったという場合は良いけれど、間接的に学

校の問題、仕事の問題、その他をどうするのか。それらの理由も「その他」になっているが、いろんなものが考えられるのではないかとということかと思えます。

また、選択肢の両方に丸がついてしまう場合に変数としてその用途をなさなくなるのではないかとというお答えが総務省からあったように思います。これらの点も踏まえまして、御意見や御質問のある方はどうぞ発言をお願いいたします。

○白波瀬委員 ここで何を聞きたいかという点が重要だと思うのです。理由も細かく言い始めると切りがないところはあります。ただ、気になるのは、まず（ア）で「転居した」か「転居しなかった」ですけれども、まず東日本大震災のために転居した、と理由をつけて、またその転居の理由は何ですかという聞き方をしている点です。

ここで全国これだけの規模で、大震災が住宅に与える影響を見たいというのであれば、時期としてこの前後で転居をしたかどうか、その理由として震災に伴う倒壊に直接的によるのかどうかというほうが、私はすっきりしているのではないかと感じた次第です。理由というところが二重になっているような気がいたしました。

○津谷部会長 つまり東日本大震災によりという理由を既にここで前提としているのに、もう一度その理由は何かと二重に聞いているのではないかとということですが、いかがでしょうか。

○平澤課長補佐 東日本大震災による転居のうちでも、これは住宅・土地統計調査ですので、理由として住宅の損壊が幾つぐらいあるのだろうかというところを把握します。その上で、転居の理由として「住宅に住めなくなった」というところを把握します。

それから、本調査は全国展開の調査でございまして、規模も大きいというところでもございまして、それ以外の理由でも今回数多く移動があると考えられ、設問上は東日本大震災という理由と、東日本大震災の中でもさらに転居の理由を把握したいというところではあります。二重と言われれば確かに二重ではあるのですが、こういう聞き方になってしまいます。

○白波瀬委員 ポイントは最初の聞き方を時期というところに特定して大震災の前後で転居したかどうかという形で聞いて、それでその転居が大震災のために住めなくなったのが理由なのかというふうに聞かれたほうが、もう少し大きい枠組みで住宅に関連した移動が見られるかなと思ったのです。

○津谷部会長 いかがでございましょうか。

○平澤課長補佐 確かに東日本大震災によりということでは被災直後なのか、例えば1年後なのかといったところは、あえてこの質問では問うてない部分があるかと思えます。ただ、次の7番の入居時期で年を聞いておるといったことで、確かに点々と転居されているような場合はとれない部分があるかと思えますが、現住居の入居時期を見ればある程度いつ転居したのかというところの1つの目安にはなるのではないかと考えております。

○津谷部会長 白波瀬委員、ご指摘の点は東日本大震災の直前と後をどことするかということ、それを明記するのは難しいと思うので、その前後でどこに住んでいたかを聞いて、それが東日本大震災による転居だったかどうかを後で聞くといったほうが、すっきりするのではないかと御提案でしょうか。

○白波瀬委員 単純なことですけれども、転居の時期とその理由を独立して質問することで、両者の関係を明らかにすることが重要だということ、私の申し上げたかったことです。

○津谷部会長 そうなりますと、今度は関係のないものも入ってくる可能性が考えられるかと思えます。この設問は全員に聞くわけですので。ただ、東日本大震災によりと設問に書いてありますので、震災とは関係なく動いた人がここでYESと回答する確率は余り高くないのではないかとも思えます。これについて御意見いかがでしょうか。

○大江専門委員 これは今回だけ入って、次の調査のときには抜ける項目だと思いますので、住宅・土地統計調査という枠組みではありますけれども、これによってどういう人口移動が起きたのかということも把握できたりしまして、その点で個人的にはこの結果は使えるのではないかと考えておりますので、転居したかしなかったかというところから入ることは1つあるかと思えます。

理由についても「住宅に住めなくなった」ではないケースに関しては、さまざま心理的なものも含めて移動したというときに、どこからどこに移動しているのかということもわかりますので、そういう意味ではこれはこれで利用の可能性がいろいろある項目であろうと考えております。

それはそれとして1つ質問なのですが、住宅の被害について端的に聞くことは途中では検討されたのかどうか、教えていただけますでしょうか。

○津谷部会長 いかがでしょうか。

○平澤課長補佐 その点につきましては、もしお手元に調査票があるようであれば、調査票甲の第4面、18番で「平成21年1月以降の住宅の増改築、改修工事等」といった事項がございます。この中で東日本大震災による被災箇所の改修工事をしたかどうかという選択肢を新たに1つ設けておるということで、住宅に住めなくなったという大規模な被災は先ほどの転居でとられますし、住宅には住めるけれども、工事をするぐらいの被害を受けたといったところについては、こちらの増改築で把握しようということ考えております。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。廣松委員、どうぞ。

○廣松委員 私も原則これで良いと思うのですが、先ほど部会長がおっしゃいましたが、5の設問のスペースと6の設問のスペースを見ると、6のほうが余裕があるような気がします。

確かに住宅・土地統計調査ですから住宅に住めなくなったということ、それを聞くことが一番メインであることはわかりますし、かつ、その他を分けだすと切りがありませんので、そんな大きく望むわけではないのですが、もう少し細かくというか、直接的に物理的に全壊か半壊か、とにかく住めなくなったということ以外に何か選択肢が追加できないかと思えます。ある意味でないものねだりかもしれませんが。

○津谷部会長 これについても、考え出すと恐らく切りがないぐらいたくさん可能性が考えられるであろうけれども、その他をもう少し細分化しても良いし、住宅に住めなくなったというのを直接的な住宅の被害で住めなくなったのか、もしくは警戒区域で入れなくなったために住めなくなったなど、その他をもう少し細分化してたずねても良い。これについて、試験調査その他何か情報をお持ちでしょうか。恐らくそれを参考にされてこの区分をされたのかなと思えますが、いかがでしょうか。

○平澤課長補佐 試験調査は規模も小さくて、確かにこの事項を細分化してどれほど数が出るかというところは把握できない部分でもありますので、試験調査も同じ選択肢区分で実施しました。ただ、検討の過程においては先ほど少し申しましたが、会社の関係であるとか就学の関係、復興支援で戻ってくるといったところの選択肢も検討の段階では考えていたところではあるのですが、数として例えば市町村や、都道府県単位等で表章するといった際にどれほど出現するのかといったところもございますので、今回、その他の区分につきましては、手引き等には、その他にはこういうものが含まれますといったところを記述した上で、1つの区分としたところがございます。

あと、やはり世帯心情への配慮の観点からも、後で出てくるかと思えますけれども、具体なところの言葉を書いてしまいますと、刺激を与えてしまうといったところもございますので、「住宅に住めなくなった」と「その他」の2区分としたところがございます。

○津谷部会長 余り調査事項を細分化してしまうと、回答者が迷うということは確かにそうだと思います。かえって混乱して該当する回答が1つ以上出てきてしまう気がします。ただ、ここでは住

宅に住めなくなった場合を除く全ての転居理由がその他に該当することになります。その場合、転居の理由を「主な理由」となさせたほうが良いのではないのでしょうか。つまり一番大きな理由が住宅に住めなくなったからか否かというふうに設問をすると、混乱がおこる可能性が低くなるのではないのでしょうか、このままでは、両方に丸をつけられる可能性があるように思えますが、いかがでしょうか。

○平澤課長補佐 わかりました。本来ここは単一の選択肢の意図でございますので。

○津谷部会長 そうです。両方丸をつけられると変数でなくなってしまうと思います。

望月専門委員、どうぞ。

○望月専門委員 そこのところの「主な」というのは良いと思います。

無理かもしれませんが、この調査は今回だけですよね。その他のところにフリーアンサーで書いてもらうというものは絶対無理ですか。

○津谷部会長 回転率が大きく落ちる可能性があると思います。回答者に記入させるということはよほど大事な理由がない限りはやらないほうが良いかと私は思いますが、いかがでしょうか。明らかに費用対効果で効果のほうが費用よりも大きいと思われるもの以外は、回答の記入は避けたほうが良い。質問項目も相当多くなっておりますので。

○望月専門委員 ここは思いのたけを述べたいだろうなという場所なのだけれども、全体の調査からするととても合わないという御判断ですか。

○津谷部会長 確か以前に、ほかの調査ですけれども、たくさん選択肢がありまして、「その他」という選択肢を選んだ場合に、その内容を記入してもらったことがありました。そのときの回答で比較的たくさんの回答があったことがあり、それを別に括り出したということはありません。ただ、その調査項目は時系列でした。今回のこの項目は新設のものでして、恐らく次回5年後の調査には含まれない質問項目であろうということを考えると、ここで記入することを回答者にたのむということはどうかと思われませんが、いかがでしょうか。

○望月専門委員 今回だけの特殊なときだからこそ、逆にある意味ではそういう声を拾える機会かなという、これは勝手な意見なので、その調査の精度とか、そういうことを無視してできればというだけの話です。

○津谷部会長 統計局、いかがでございましょうか。

○平澤課長補佐 確かに検討段階において、理由を書いてもらう案も出たのですがけれども、記入者の負担もありますし、集計をする際に分類しなければいけないところもありまして、そのところで非常に手間と時間もかかり、分類不能なものが出てくるところもございまして、ここは記入者に負担を余りかけてはいけないところもありまして、マークするというだけにしました。

○津谷部会長 たくさんの御意見をいただきありがとうございます。これは新設の項目ですので時系列の連続性ということは関係ないかと思うのですが、この御提案、つまり転居しましたかは「転居した」「転居しない」で明確に聞き、その理由については先ほどから御意見出ておりますように、「主な」とすると1つとする、そして、スペースの問題がありますが、括弧の中に1つ選んでくださいと加えて書いておくと、より明確になるかと思えます。このことは、もちろん手引きにお書きになると思うのですがけれども、いかがでしょうか。

○平澤課長補佐 ぜひ検討させていただきます。

○津谷部会長 これについて御意見ございますか。

○大江専門委員 この協議事項に入っていないのですが、ずっと気になっておりますことは下の入居時期にもありますように平成、昭和で書いてあることがあるのですがけれども、だんだんと換算が難しくなってきました、元号と西暦の換算表みたいなものを手引きか何かに入れておかれる予定は

ございますでしょうか。もし予定がないようでしたら入れておいていただけると回答者は楽かなと思ったりするのですが。

○津谷部会長 ありがとうございます。

私も全く同じ意見です。元号の換算は本当に難しくなっておりますので、フェースのところに元号の西暦への換算表があるので、それを使ってくださいとひとこと言っておかれて、換算表を入れておかれると大変に答えやすくなるのかなと思います。そうでないと恐らく逆算をしなければいけなくなってくる方もいらっしゃるように思いますが、いかがでございましょうか。では、先ほどの東日本大震災による転居の新設の設問は基本的に御提案どおりとし、次に、転居の理由を転居の「主な」理由としていただいて、両方に丸をつけないような工夫をしていただくということによろしいでしょうか。御了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、御了承いただいたとさせていただきます。

そこで先ほどの大江専門委員の御意見も含めまして、次に審査メモ7ページ「7 現住居への入居時期」です。ここでは先ほどの2点の変更でございます。1点目は設問の名称で「この住居」を「現住居」に変更をする。2点目は、選択肢の区分の経年変化などに伴いますもので、くくりを変更するというもので、これは調査時点が5年後ということで変わりますので、当然の変更かと思えます。

これにつきまして先ほど元号を使わないで西暦で換算できるような工夫をお願いしたいという御意見がございましたが、そのほかございますでしょうか。これによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 それでは、御了承いただいたものとさせていただきます。

次に審査メモ8ページの「前住居」についてでございます。ここでは3点の変更がございます。1点目は「(ア) どこに住んでいましたか」について、設問6の(ア)において東日本大震災により転居した場合に限っては前住居ではなく、この大震災前の住居について記入をするということ、そして、さらに「市郡支庁」を「市郡等」に変更する。これは行政的な変更に伴うものでございます。

2点目は「(イ) どんな住居に住んでいましたか」の設問の従前の選択肢について「一戸建・長屋建(テラスハウスを含む)」をつけ加えること、そして都市再生機構を以前は旧公団とか書いていたものを、UR・公社どの賃貸住宅にそれぞれ変更するということ。

3点目は「(ウ) その住居室全体の広さは何畳でしたか」について、何畳だけではなく平方メートルによる回答も可能とするという3つの点でございます。これについて御意見、御質問ございましたら御発言お願いいたします。

○白波瀬委員 せっかくの質問だと思うのですけれども「東日本大震災の場合は震災前の住宅で」が何とかもう少し工夫できないでしょうか。

1つ案としては現住居への入居時期を東日本大震災の前に持ってきて、それで前住居という流れのほうがまだ答えやすい。つまり、これですと前住居が現住居と連動してということでももちろん7、8がくっついているのですけれども、小さい字で示されたこの情報がわかりにくいと感じました。

○津谷部会長 字のサイズが少し小さめであるため、「東日本大震災により転居した場合は震災前の住居について記入をしてください」というただし書きの判読が難しくなるのではないかとということでございますが、いかがでしょうか。

○平澤課長補佐 この点につきましては、調査票と一緒に配る「調査票の記入のしかた」に、先ほど東日本大震災による転居のところの丁寧な解説とあわせて前住居の記入についても促したいと思っております。もう一点、6番と7番の調査事項を逆転させたほうがといった御意見もありましたが、実は夏に実施した試験調査では逆だったのです。

やはりそうなりますと誘導が非常に複雑になって、東日本大震災による転居は実際には入居時期が平成23年以降の方だけに聞くといった形になるかと思うのですが、そうした場合に非常に誘導がわかりづらくて、記入状況も誤記入が結構多く出てしまったこともありまして、場所は離れてしまうのですが、一律に東日本大震災による転居を聞いた上で、前住居との関係が離れてしまう部分はあるのですけれども、そのあたりは「調査票の記入のしかた」や注記できちんと説明することで正しい数字がとれるのではないかと思います、今回の案に整理させていただいたという経緯がございます。

○津谷部会長 試験調査を経て、こちらのほうが混乱がないというお答えでございます。よろしいでしょうか。

そのほか御意見、御質問ございますか。

○廣松委員 そこは確かに悩ましいところだと思います。試験調査の結果、今、御紹介いただいたような状況であるとする、順番はともかく、東日本大震災によって転居された方、特に他の市区町村に転居された方の「8 前住居」は震災前ですね。転居した後については、調査区番号を見れば、調査時点において、どこで調査を受けているかはわかるということですね。

○平澤課長補佐 そうです。被災前と被災後で。

○廣松委員 違っていたら、大震災によって転居された世帯となるわけですね。わかりました。

○津谷部会長 そのほか御質問、御意見ございますでしょうか。では、一応試験調査もなさっているということですので、この「東日本大震災により転居した場合は」ということはこのままで、提案どおりとさせていただいてよろしいでしょうか。

○金子調査官 1つ確認なのですが、前住居の部分で東日本大震災により転居したケースは、要するに一般的な転居のケースが除かれるわけですね。となると時系列的な前回調査との比較とか、そういうものについて特に支障はないのでしょうか。そんな大きな影響は出ないという感じなのでしょうか。

○平澤課長補佐 そうですね。数を考慮しますと大規模な調査でございますので、そのあたりはこの部分を除いた形での集計といったところで今、考えてございます。大きく精度が著しく悪化するといったことはないのではないかと考えております。

○金子調査官 わかりました。

○津谷部会長 切り分けても350万住戸あるから、恐らく統計的に不安定になることはないのではないかとというお答えでございます。調査官、よろしいでしょうか。

これは「市郡支庁」を「市郡等」に変更するという、そして平成20年の調査では「一戸建・長屋建」のままでしたが、その後に括弧を入れて「テラスハウスを含む」という記述を加える。最近いろんなタイプの住宅が出てきているようですので、それを入れるということ。そして何畳という畳数の「または」というところで、平方メートル単位でも回答することができるようにする。これは回答者の利便性を図ったものであり、時流の変化を反映した変更であると思います。それから、旧公団に替えてURとする。これは名前が変更されたための変更であるということですが、これらを一括して、了承してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、御了解をいただいたものとさせていただきたいと思っております。

次に審査メモ 10 ページからの「Ⅲ 現住居について」の審議に入りたいと思います。これにつきまして審査メモの 10 ページから 14 ページまででございますが、総務省の金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、御説明させていただきます。

「Ⅲ 現住居について」という部分でございますが、ここについては的確な記入あるいは必要性の低下した質問の削除等々、7 点の変更が計画されているところであります。

第 1 点目は「持ち家か借家かなどの別」の選択肢の区分でございますが、まず 1 点目は先ほども出しましたが、選択肢の中で都市再生機構（旧公団）という旧公団という部分を UR に変えるということ。もう一点は「借間」を「住宅に間借り」という表現に変えるということでございます。これは新旧対照表の 9 ページであります。

最初の UR への変更は、先ほど御説明したものと同様の理由でございます。

借間については言葉の語感からなのではないでしょうか、賃貸住宅と混同されるケースが多いということで、ワーディングを変更するというところであります。これは的確な記入という観点から適当な変更であろうと考えています。

2 点目は従前の見出しですと「台所 トイレ 浴室 洗面所」ということですが、まず設問の見出しを「台所の型」に変更するというところであります。これは設問の中で従前ありました水洗トイレとか洋式トイレ、浴室、洗面所、これらの設問について過去の調査結果において、こうした設備は 9 割程度の高い普及率が継続しているということで削除するというところであります。それに伴いまして見出しも変更するというところであります。

台所の型の関係でございますけれども、従前の「独立の台所」といった部分に（K）を、また、食事室兼用に（DK）を、食事室・居間兼用という後に（LDK・LK）をそれぞれ追加するというところであります。これらの追加については一般的にそういった LDK とか DK 等の用語が定着しているということで、よりわかりやすくするというところで補完的に併記するというところで、これも適当な措置であろうと判断しているところであります。

3 点目、審査メモでいくと 11 ページ下段の部分でございますが、自動火災感知設備に関する設問を削除するというところであります。新旧対照表 12 ページの上の部分でございます。これについては総務省の消防庁において、全国規模で自動火災感知設備の設置率に関する調査を行っている。また、新設住宅については平成 18 年 6 月から住宅用火災警報器の設置が義務化され、既存の住宅についても市町村条例によって、平成 23 年 6 月から順次設置が義務化されている状況を踏まえまして、この設問を削除するというところであります。私どもとしては適当と判断しているところであります。

審査メモ 12 ページ、4 点目は省エネルギー設備でございますが、まず設問文の中で従前は（ア）では「太陽熱で水を温める温水機器等がありますか」という聞き方に対して、今回は「太陽熱を利用した温水機器等がありますか」という形に変える。また（イ）の部分でも「集光板に太陽光を集めて電力に換える発電機器がありますか」というものを「太陽光を利用した発電機器がありますか」という形で、それぞれ簡略化した表現に変更するというところであります。これは新旧対照表 12 ページの下部分でございます。

太陽熱温水器とか太陽光発電といった仕組みは近年かなり普及、浸透してきているということで、細かい形で説明をしなくても世帯員の方々はおわかりになるだろうということで、より端的にわかりやすい表現に変更するというところであります。これは適当であろうと考えているところであります。

5 点目は住宅の増改築、改修工事の部分でございます。まず設問の見出しを従前は特に時期は明記せずに「住宅の増改築 改修工事等」としていたのですが、今回それを「平成 21 年 1 月以降の住宅

の増改築 改修工事等」ということで、時期を特定した形に変更をする。設問文の表現については（ア）の部分は従前は「平成 16 年 1 月以降増改築や改修工事をしましたか」というものを、今回、平成 16 年 1 月以降という部分を削り、単純に「住宅の増改築や改修工事等をしましたか」という形に変更する。（イ）の部分についても同様に、従前あった平成 16 年 1 月以降という部分を削るということでもあります。また、選択肢区分の中に新規に「東日本大震災による被災箇所の改修工事をした」を追加するということでもあります。

まず、このうち見出し及び設問文の表現につきましては、見出しについては設問文の中で時期の部分の削るかわりに見出しのほうに平成 21 年 1 月以降という形で明記をするということでもあります。

選択肢区分の追加については、東日本大震災による被災箇所の改修工事の有無というものを、この設問の追加によって把握しようということではありますが、ただ、この点については、私どもとしては、改修工事に類する言葉として補修とか維持、修繕などいろいろな言葉が使われることがあるということで、改修工事という言葉の定義で混乱しないように、報告者に丁寧な説明等を行う必要があるのではないかと考えているところであります。

6 点目、審査メモ 13 ページの下の部分でありますけれども、従前の見出しは「住宅の耐震診断の有無」という形でしたが、今回それを冒頭に「平成 21 年 1 月以降における」と時期を見出しに追加する。それから、設問文については「耐震診断をしたことがある」というものを「耐震診断をした」、また、「耐震診断をしたことはない」を「耐震診断をしていない」という形にそれぞれ変更するということでもあります。新旧対照表の 15 ページであります。

まず、設問の見出しの部分については、基本的に前回の 20 年調査で住宅の耐震診断の有無別の持ち家ストック数は把握したということで、今回調査は前回調査の時期以降、つまり 21 年以降に限定をするという趣旨で見出しに時期を明記するということでもあります。ただ、ここにつきましては、私どもといたしましては、時系列データの利活用という点で単純に時期を限定してしまって良いのか。今回調査でも引き続きストック数を把握する必要はないのかといった点について、さらに検討が必要ではないかと考えております。

審査メモ 14 ページの上のほう、7 点目ということで、これも設問文の見出しですが、従前は「住宅の耐震改修工事の有無」という形だったのですけれども、今回は頭に「平成 21 年 1 月以降における」という時期を明記するということでもあります。新旧対照表の 16 ページの部分であります。

これも先ほどのものと同様の理由でありまして、住宅の耐震改修工事の有無別の持ち家ストック数は既に前回調査で把握をしたということで、今回は 21 年以降の部分に限定をするという趣旨で見出しにその時期を明記するということでもあります。先ほどのものと同様、本当に時系列比較的な意味で、今回、ストック数を調べる必要はないのかということについて、一応検討する必要があるのではないかと考えているところであります。

この部分の説明は以上であります。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○平澤課長補佐 それでは、先ほどに引き続きまして資料 3-2 に基づきまして御説明したいと思います。

3 ページ中ほど、質問 18 「平成 21 年 1 月以降の住宅の増改築 改修工事等」ということで、改修工事というワードにつきまして、この定義が混乱するのではないかとといったところもございましたので、その点につきまして調査票の所定の場所に可能な限り記載をするといった御指摘がございます。

ここにつきましても以前もありましたが、調査票のスペースといったところもございまして、確かに丁寧な解説等が必要だと考えますので、これにつきましても「調査票の記入のしかた」ということで、調査票と一緒に世帯に配布する書類に解説を充実させるということで対応したいと考えているところでございます。ここに書いてありますとおり、復旧工事といったこともあります。概念としては改修工事に含まれるといったことかと考えておりますので、このあたりも解説書の中に記載したいと考えております。

「平成 21 年 1 月以降における住宅の耐震診断の有無」でございまして。前回同様ストック数を調査したらどうかというお話でございまして、資料の 4 ページの回答でございまして。この調査事項は平成 20 年の調査で新たな住宅政策の指標等に使用する新規調査事項ということであったため、前回調査においてはストック数を把握したといったところでございまして、もともと持ち家に関する調査事項につきましては特に中古住宅、中古マンション等を購入した報告者の場合、当該マンションへの入居以前に、耐震診断が行われた否かといったところを正確に把握することは非常に難しいということでございまして、報告者の負担、正確な回答を得るといった観点から、1 つ前の調査事項の「平成 21 年 1 月以降の住宅の増改築 改修工事等」と同様に過去 5 年における実施の有無を把握したほうがよいのではないかと考えているところでございます。

これは、統計局で有識者に参画いただいた研究会で検討してまいりまして、その研究会における審議においてもストック数を把握すべきといった意見は特にございませんでした。やはりストックを把握するということと、耐震診断をいつ実施したのかというのがわからないといったことでもございまして、耐震診断の需要を測るといった観点から、直近 5 年における有無を調べるほうが必要性としては高いのではないかとということで、期間を限定した上で調査をすることとしております。

問 20、「平成 21 年 1 月以降における住宅の耐震改修工事の有無」についても耐震診断と同様でございまして。同じような考えに基づきまして、直近 5 年における実施状況を把握するというところとされているところでございます。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、まず「10 持ち家か 借家かなどの別」、審査メモ 10 ページ、新旧対照表の 9 ページかと思いますが、ここでは 2 点の変更がございまして。

従前の選択肢について、都市再生機構（UR）・公社などの賃貸住宅に変更する。これは括弧書きの中を旧公団から UR に変更するというところでございまして。先ほどの前住居の調査事項にも同様の変更がございましたので、これについては審議を割愛させていただきたいと思っております。

2 点目は、平成 20 年の調査では「借間」となっておりましたが、それを「住宅に間借り」と変更するものです。これについては賃貸住宅と混乱された回答者が多く出てきたという御説明があったかと思っております。これにつきまして御意見、御質問のある方お願いいたします。

○廣松委員 その前に細かいことですが、問 8 から 9 に行くときに、特に 9 ですけれども、親、その他の親族の家あるいは下宿、間借り等が 9 に流れるわけですが、そこでは部屋数を聞いているのですけれども、8 で持ち家あるいは賃貸の場合には部屋数は聞いていません。これはどういう流れになるのですか。

○平澤課長補佐 前住居についても（イ）でどんな住居に住んでいましたかということで、下の 4 つの区分以外については畳数も把握しております。

○廣松委員 広さだけで部屋数は聞かないのですか。

○平澤課長補佐 部屋数は聞いていないですね。

○**廣松委員** 必要かどうか判断が分かれるかと思えますけれども、では民営の賃貸から持ち家の人に対しては、前住居に関して部屋数は出てこないことになりますね。

○**平澤課長補佐** そうです。

○**廣松委員** それで良いかどうかは、後で委員の方々にも御意見いただければと思います。10と8の前住居とを対比して見ると、大変細かいところですが、8の間の民営の賃貸住宅から持ち家まではそれぞれ10の選択肢の中に入っています。それは良いのですが、特に借家の場合に住宅に間借りがあって、そうすると細かく言うと8の前住居の選択肢の中にある下宿、住込み、寮は10では言葉としては出てこない。多分そんな大きな混乱はないのだろうと思いますが、10の選択肢の表現に関して、8の前住居にあるものと合っていたほうが良いというか、カバーしておいたほうが良いのかなと思ったのが1つです。それと、別の論点ですが、右にある住宅以外の建物のところで「賃貸など」と「所有」あるのですが、一瞬「ん？」と思ったのは、例えば住宅以外の建物、会社や学校の寄宿舎に住んでいるという場合、所有ということはどういう意味なのか。寮を所有している会社や学校がそこに住んでいるとはどういうことなのか、そこがよくわからなかったので、説明をお願いします。

○**津谷部会長** 3点ほどあったかと思えます。前住居と現住居の対比で、8（イ）で最後の4つを除く持ち家や賃貸やといったときには、部屋数については情報はとられていないけれども、それで良いのかということと、持ち家か借家かなどの別というところの借家の選択肢と前住居の場合の選択肢が一致しなくて良いのかということ。つまり、この点について整合性があるかどうかきちんと確認なさったのかということ。最後に10の「住宅以外の建物」というところに「賃貸など」もしくは「所有」という選択肢があるけれども、どういうふうに解釈をするのかという3点であったように思いますが、お答えお願いいたします。

○**平澤課長補佐** まず1点目でございます。前住居について部屋数がないというところでございますが、前住居と現住居の居住状況の変化を見る際に、部屋数よりも広さが重要と思ひ、その観点であれば畳数なのかと思います。特に部屋数が増えることによる居住状況について、例えば広い1部屋なのか狭い2部屋なのかといったところもありますので、この変化を捉えるためには畳数という居住スペースで捉えることとし、室数については、記入者負担も考えて捉えないとしているところでございます。

前住居の下の4つの区分でございますけれども、確かにワードという部分では10のワードと異なる部分でございます。この事項につきましては住宅以外の建物に居住しているといったところが主でございます、調査票の第1面の調査員記入欄で寮、寄宿舎、旅館・宿泊所といったワードがございますので、一応そちらに該当する部分もあるかと思ひます。

また、現住居の区分について、住宅以外の建物については、詳細なところとしては捉える必要はないのではないかと考えております。前住居については実際にどういうものがあるのかというものを取り扱いとは別ですよといったところの意味合いも込めまして、ここに特出ししているところでございます。

住宅以外の建物についての所有でございますが、こちらについては、例えば工場の一部などに居住している場合、その工場を持っている場合は所有という形でマークするという形でございます。それ以外、事務所など住宅以外の建物の一部をその世帯が借りているといった場合は賃貸などとしておりますが、特にこの区分についてはどちらかと言うと、この調査では世帯の状況を捉えるといったところが主でございますので、特段詳細に把握するよりは、簡易な形の2区分で把握することとしております。

○**津谷部会長** 廣松委員、よろしいでしょうか。

○廣松委員 少し考えます。

○津谷部会長 白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 持ち家か借家かの別のところの10は、これまでから同様のカテゴリーを使われてきたということですか。もし時系列的な整合性を考えなくてよいのであれば、廣松委員がおっしゃるとおり、カテゴリの内容はできるだけ同じものを使った方が、答えやすいと思います。賃貸所有というのも、これまでから使用されてきたのですね。

○平澤課長補佐 そうですね。

○白波瀬委員 確認です。ありがとうございました。

○津谷部会長 望月専門委員、どうぞ。

○望月専門委員 多分、住宅以外の建物の中には老人ホーム、高齢者施設が入っていると思うのです。そこが所有という観点も加わったのではないかと。これは私の推測ですが、これからはサービスつき高齢者住宅が出てきます。それらは民営の賃貸住宅というカテゴリに入れていかれるのか、サービスつき高齢者住宅というものを取り出していくのか。サービスつき高齢者賃貸住宅の仕分けは難しいと思うのですけれども、従前の形でいくと有料老人ホームと言われるものに関しては、住宅以外の建物に入れるようになっていきますか。

○平澤課長補佐 その場合、住宅の要件を満たしている場合は住宅になりますので、借家であれば借家ということで、民間の賃貸住宅であれば民営の賃貸住宅の把握という形になってまいります。

○望月専門委員 そうすると、具体的に介護付きの有料老人ホームに住んでいる人は、どこに入りますか。

○平澤課長補佐 民営であれば借家の民営の賃貸住宅にマークするという形です。

○望月専門委員 民営の借家に入りますか。

○平澤課長補佐 持ち家であれば持ち家になりますけれども、借りているのであれば借家という形です。

○望月専門委員 その認識が答える側に伝わりますかね。その高齢者で、賃貸住宅に入っているという認識はなかなかないと思うのです。利用権で入っているひともいますね。そうした老人ホームに住んでいる人たちは民営の賃貸住宅に丸がつけられるか。

○平澤課長補佐 老人ホームということであれば、実際に住宅の要件を満たしているか満たしていないかということにもかかわってきますので。

○望月専門委員 満たしているということは、例えばどのようなことか。老人ホームはトイレと洗面所だけついている。

○平澤課長補佐 出入口のところが専用の出入口があるかどうかということと。

○望月専門委員 専用出入口はありませんね。開放して、いつ誰だって入って見回れるようにしている。だからそういうものは多分このカテゴリでは施設に入っているのではないですか。

○平澤課長補佐 そういう状況であれば施設ということで、住宅以外の建物という形になります。

○望月専門委員 それを答える側はどう認識するかということなのです。だから具体的にここに要件を書いていた方がいいのではないかと。住宅の要件が揃っているか揃っていないかということは回答者には難しいですね。

○平澤課長補佐 それは調査員で判断するということです。調査票を配布する際に、そういう施設があれば施設全体で、建物ベースになりますので、調査票自体が施設全体で1枚の調査票を配布するというので、そこに居住している人数を記入するという、いわゆる準世帯扱いという種類になりますので、各世帯に調査票を配布するというのではなくて、その施設の代表者の方に1枚調査票を書いていただくといったことです。

○望月専門委員 一人一人が回答することにはならないわけですね。

○平澤課長補佐 施設の場合はそうなります。

○望月専門委員 寮もそういうことですか。

○平澤課長補佐 そうです。

○望月専門委員 わかりました。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。調査員が判断をするほうが確かであろうと思いますが、恐らくそういう混乱は起き得ないであろうということでございます。

いろいろな御意見をいただき、また御説明や御回答がありました。が、予定されていた審議について残り時間ではとても終わりませんので、審議途中でございますが、10の持ち家か借家かなどの別の箇所では今日は審議を終わらせていただき、残りを次回の部会で審議するというふうに整理させていただきたいと思いますが、旧公団をURに変える、そして「借間」を「住宅に間借り」に変えるという変更について御了承いただいておりますので、最後にお伺いしますが、これらの変更をすることにつきましてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、御了解をいただいたものとさせていただきますと思います。

先ほども申しましたが、審査メモ10ページ以降、Ⅲの部分については、次回の審議を回していきたいと思います。ありがとうございました。

時間がちょうど12時になっております。本日の審議はこれまでとさせていただきます。次回審議は1月8日となっております。残りの部分の新規を全て次回の部会でさせていただきます、第4回の部会で答申案の審議をしていただくというふうにさせていただきますと思います。

それでは、次回の部会につきまして金子調査官から御連絡をお願いいたします。

○金子調査官 次回の部会につきましては今、部会長からも御紹介がございましたとおり、年明の1月8日火曜日の10時から、本日と同じこの会議室で開催いたします。次回は本日の部会で審議できなかった部分の審議を行い、個別事項の審議を全て行いたいと考えております。

配布資料につきましては前回と同様、必要なもののみをお持ち帰りいただければ、その他のものはまた私どものほうで保管して、次回の部会の際に御準備いたします。

もしお持ち帰りいただいた資料がございましたら、次回の部会に必ず御持参いただけるようお願いいたします。

以上であります。

○津谷部会長 なお、本日の部会の結果の概要は12月21日金曜日に開催が予定されております統計委員会で、私のほうから口頭で御報告をいたしたいと思っております。なお、結果の概要につきまして事務局から整理ができ次第、別途御紹介をいたしますので、御対応のほどよろしくお願いいたします。

大変時間をとってしまいまして、手際のよい処理ができませんでしたことをお詫びいたします。本日の部会はこれで終了といたします。長時間ありがとうございました。